

(但し評議員数ノ会社側、職工側各同数トスルニツキテノ諒
解成立セリ)

斯クテ要求ノ骨子ニ觸ル、問題ニツキテハ相互トシテ
分ニ諒解ヲ得タルニヨリ委員等ハ一般ノ賛否ヲ宣シテ
十四日更メテ出頭ス可キ旨ヲ約シテ辞去シタルカ一方
團本部ニテハ夜来ノ交渉ノ結果ヲ危フミ職二等一
昂奮セルノ情アリト聞キ假カニ本部ニハ帰ラズとも
争議最初ヨリノ指導者タル延同盟田口急進等ハ

ヲ遂ケタル上折り返シ同日午後六時頃本社ヲ再訪シ席上
委員等ハ更メテ実施期日ノ六月二十六日トアルヲ五月一日ニ
變更セラレタリト提議シタルトコロ会社側ハ始メ之ヲ拒ミ
タルヲ結局ハ「蒲田工場ニ限り時給三割内外ヲ増加
シ但シニ割五分ヲ下ラサルコト」トスルコトヲ交換条件トシ
テ折合ヒタル後會社ハ左記覚書ヲ交附シ委員等ハ
七時過キ争議團本部ニ引キ揚ケタリ